

デジタル関連3法の改正を受けた令和4年7月分以降の高等学校等就学支援金の事務の取扱いについての周知を行うものです。

特に、今後、生活保護実施情報を情報連携により取得できることとなること、あわせて行うデータ標準レイアウトの改版により、総所得金額等の情報を情報連携で取得可能となることを周知しています。

同時に、マイナンバーによらない申請を行う場合の「標準補足様式」の改訂について周知します。

都道府県におかれては、標準補足様式に関する周知事項については、指定都市を含む市区町村の課税証明を御担当する部局にも周知をお願いします。

併せて、近時間い合わせが多かった高校生等奨学給付金等に関して、独自利用事務として情報連携が可能であることを周知します。

事務連絡
令和3年8月2日

各都道府県・各国立大学法人等修学支援担当課 御中

文部科学省初等中等教育局
修学支援プロジェクトチーム

デジタル改革関連法等の公布及び一部施行に伴う今後の高等学校等 就学支援金支給事務等に関する運用の予定について（事務連絡）

本年5月19日にデジタル改革関連法等が公布されたことにつきましては、「デジタル改革関連法等の公布について（通知）」（令和3年5月19日付府番第138号・総官参第37号。2.において「公布通知」という。）により、各都道府県知事あてに周知がなされているところです。

この改正に関連して、高等学校等就学支援金（以下単に「就学支援金」という。）の支給事務に関しても今後の運用の変更を予定しておりますので、下記について事務処理上遺漏なきようよろしくお取り計らいください。

また、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会及び所管の関係学校に対して、各都道府県知事、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の関係学校及び学校法人等に対して、各国立大学長、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長及び独立行政法人海技教育機構理事長におかれては、その管下の関係学校に対する周知とともに、適切な事務処理が図られるよう配慮をお願いします。

併せて、下記3.については、令和4年7月分以降の就学支援金の支給事務の円滑な実施のため、各都道府県教育委員会及び各都道府県知事部局の御協力のうえ、

各都道府県の市区町村担当課に対して、都道府県内の指定都市を含む市区町村に対する周知と協力を依頼していただくようよろしくお取り計らい願います。

記

1. 法改正と主務省令の改正に伴う就学支援金関係の制度改正について

このたび、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第38号）第55条の規定により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）別表第二が改正され、この規定については、5月19日の公布の日から施行されています。

このたびの改正により、就学支援金の支給事務に関しては、文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会は、就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるものに関する事務について、都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所を管理する町村から、生活保護情報であって主務省令で定めるものについて情報連携により情報を取得することが可能となります。

その内容を定める主務省令（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。3.において「主務省令」という。))は7月30日に改正され、同日施行されました。

この改正により、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第4条の受給資格の認定申請や同法第17条の届出に際して、保護者等に係る生活保護実施情報を情報連携の対象とすることとされました。

具体的には、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第1条第2項に規定する算定基準額について、同項において市町村民税の所得割を課することができない者は零とするものとしているところ、保護者等からマイナンバー情報の提供を受けて行う事務の場合、情報連携により生活扶助を受けているか否かの情報を取得することが可能となり、保護者から生活保護受給証明書の提出を受けることなく、先述の算定基準額を零とするよう取り扱えることが想定されます。

なお、この運用については、令和4年7月分以降の認定事務分から適用を予定しており、次の2.におけるデータ標準レイアウトの改版とあわせて、同月分以降の事務において事務処理の変更が可能となります。

2. 情報連携の対象範囲の拡大にあたってのデータ標準レイアウトの改版と同時に行う対応について

1. の制度改正の運用に関しては、公布通知の「4. 留意事項（1）情報連携の対象範囲の拡大について」において周知されたとおり、令和4年度からの情報連携を予定しており、本年6月にデータ標準レイアウトを改版しています。

これにより、先述のとおり、就学支援金の支給事務に関しては、令和4年7月分の支給認定事務以後、生活保護関連情報を取得することが可能となります。

また、同時に行うデータ標準レイアウトの改版により、総所得金額等¹及び16歳未満扶養親族者数²の情報を、情報連携により取得できることとなりました。

このことにより、地方税法附則第3条の3第4項の規定により市町村民税の所得割を課することができない者の確認等が行いやすくなるものと考えておりますので、併せてお知らせいたします。

3. 事情によりマイナンバーを提出することができない保護者等に関して用いる標準補足様式の周知と市町村民税情報の提供の円滑化に関する協力依頼について

上記の主務省令の改正及びデータ標準レイアウトの改版を経た以後も、事情により保護者等がマイナンバーを提出することができない場合には、引き続き、課税証明書等を保護者等から取得することが必要となります。

この際、地方公共団体の課税証明書の様式により調整控除額等が明らかでない場合に用いる標準補足様式（高等学校就学支援金に係る課税証明書（補足））については、ひとり親控除の創設等のこれまでの税制改正を踏まえて、【別添1】のとおり改訂しておりますので、今後の事務処理の参考とされるようお願いいたします。

これに関して、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令等の一部改正について（通知）」（令和2年3月31日元文科初第1713号）「3. その他（1）市町村民税情報の提供の円滑化に関する協力依頼について」において、各市区町村に対する周知と協力を依頼した事項について、このたびの標準補足様式が改訂されたことについても、同通知と同様の取扱いをお願いいたします。【参考資料3参照】

なお、本件については、総務省自治税務局市町村税課に協議済みであることを念のため申し添えます。

1 特定個人情報項目コード TK00000200000030

2 同 TK000002000000630

4. 高校生等奨学給付金等に関する情報連携について

高校生等奨学給付金については、生徒等の保護者の収入をもとに、非課税世帯又は生活保護世帯に相当する収入である場合に支給をすることとしています。この際、生徒等が生業扶助を受給している事実の確認のため、情報連携を利用したい旨の問い合わせが複数寄せられています。また、高等学校等修学支援事業費補助金により実施する他の事業や、都道府県が独自に実施する授業料減免事業等に関しても、同様の問い合わせが寄せられています。

これについては、マイナンバー制度上、情報連携を利用する地方公共団体が条例に位置付け、その旨を個人情報保護委員会に届け出ることによって実施することが可能です。具体的な条例の規定内容や届出等に係る各地方公共団体内での規則や慣例に従って実施することが適当であるため、**独自利用事務の情報連携に関する手引** (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/dokuji_tebiki.pdf) 等も御参照のうえ、団体内の担当部局と御相談して実施の要否を御検討願います。

【添付書類】

【別添1】 高等学校就学支援金に係る課税証明書（補足）

【別添2】 参考資料集

- | |
|---|
| ① デジタル改革関連法等の公布について（通知）（令和3年5月19日付府番第138号・総官参第37号）（抜粋） |
| ② 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）（抄） |
| ③ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令等の一部改正について（通知）（令和2年3月31日元文科初第1713号）（抜粋） |

殿

(氏名)**高等学校等就学支援金に係る課税証明書（補足）**

高等学校等就学支援金の支給に関する法律その他の関係法令に基づき実施される、高等学校等就学支援金の支給に関して、その申込等の手続きのため照会があった事項のうち、添付の課税証明書等に記載のない以下の事項（マイナンバー制度において情報連携を行うデータ項目等を定めた「データ標準レイアウト様式 B-002（地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報）」における定義によるものとします。（本人該当区分のうち「未成年」を除く。)) については、下記の通りです。

年度（_____
年分）の所得等

- 課税所得額（課税標準額） _____ 円
- 合計所得金額 _____ 円
- 総所得金額等 _____ 円
- 扶養親族の合計 _____ 人（※同一生計配偶者を含む）
- 本人該当区分 ※以下のうち、該当するものに○
 特別障害 その他の障害 寡婦 ひとり親
 勤労学生 未成年

(税額控除 内訳)

- 調整控除の額 _____ 円
※市町村民税相当分

日付 令和____年____月____日

市区町村名 _____

担当部局課名 _____

公印

(令和4年7月改訂版)

参考資料 1 デジタル改革関連法等の公布について（通知）（令和 3 年 5 月 19 日 付府番第 138 号・総官参第 37 号）（抜粋）

1. 整備法第 55 条及び第 56 条の規定によるマイナンバー法（※）の改正関係

※ マイナンバー法：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）

(2) 情報連携の対象範囲の拡大（マイナンバー法別表第 2 関係）

② 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号）による就学支援金の支給に関する事務について、生活保護関係情報を情報連携の対象に追加すること【公布日施行】。

4. 留意事項

(1) 情報連携の対象範囲の拡大について

情報連携については、上記 1. (2) ③を除き、原則として令和 3 年度にデータ標準レイアウトを改版し、令和 4 年度からの情報連携を予定していること。

また、令和 4 年度からの情報連携を可能とするための「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」（平成 26 年内閣府・総務省令第 7 号）の改正については、本年 7 月目途を予定していること。

別添 1

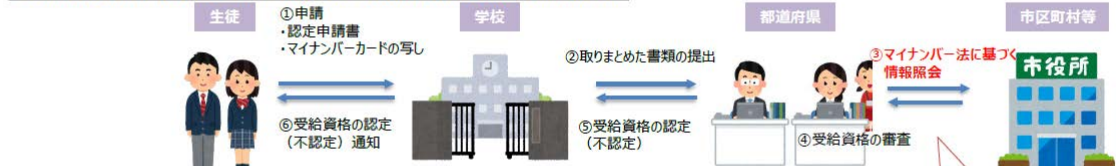
高等学校等就学支援金の支給事務における情報連携の拡大(生活保護関係情報の追加)

改正の背景

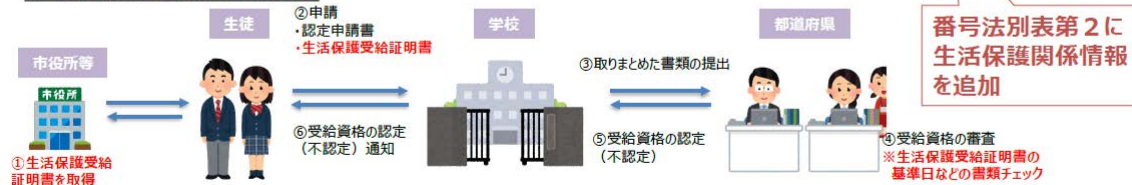
- 生活扶助を受けている者が高等学校等就学支援金の支給の申請を行うに当たっては、市町村から生活保護受給証明書を取得し、申請書に添付して提出する必要があった。
- 令和 2 年地方分権改革に関する提案において、申請者及び行政の負担軽減のため、高等学校等就学支援金支給事務において、情報連携により「生活保護関係情報」の提供を受けることを可能とするよう提案があった。

改正の概要

○ 通常の場合（マイナンバー法に基づく情報照会を利用する場合）



○ 生活保護受給証明書の場合



生活保護受給証明書の添付が不要となり、都道府県の審査事務が効率化されるため、申請者及び行政双方の負担軽減につながる。

施行期日：公布の日から施行

参考資料２ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）（抄）

第五十八条 法別表第二の百十三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第四条の高等学校等就学支援金（同法第三条第一項の高等学校等就学支援金をいう。ニ及び次号ニにおいて「就学支援金」という。）の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該申請を行う者の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百十二号）第一条第二項の保護者等をいう。以下この条において同じ。）に係る生活保護実施関係情報

ロ 当該申請を行う者の保護者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

ハ 当該申請を行う者又は当該者の保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報

ニ 当該申請を行う者に係る就学支援金の支給に関する情報

二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該届出を行う者の保護者等に係る生活保護実施関係情報

ロ 当該届出を行う者の保護者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

ハ 当該届出を行う者又は当該者の保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報

ニ 当該届出を行う者に係る就学支援金の支給に関する情報

[註] 下線部がこの度追加された規定

参考資料3 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令等の一部改正について（通知）（令和2年3月31日文科初第1713号）（抜粋）

3. その他

(1) 市町村民税情報の提供の円滑化に関する協力依頼について

令和2年7月以降、就学支援金の対象となる要件を確認するため、都道府県は、改正前と同様に、就学支援金の申請者（高校生）からその生計維持者（原則父母）のマイナンバーの提出を求めることとしているが、事情によりマイナンバーを提出することができない場合には、所定の項目が記載された課税証明書等により確認することが必要となる。ついては、以下(i)～(iii)の点について、各都道府県の市区町村担当課に対して、域内の市区町村に対する周知及び協力を依頼いただきたいこと。

(i) 就学支援金における所得要件の確認に当たっては、これまで同様、申請者から都道府県に提出されるマイナンバーを利用し、都道府県から市区町村に対して、市町村民税に関する情報照会を行うこととなっていること。

(ii) 一方、申請者の生計維持者が事情によりマイナンバーを提出することができない場合には、申請者に対し、市町村民税の所得割に関する下記(イ)、(ロ)の項目（マイナンバー制度において情報連携を行うデータ項目等を定めた「データ標準レイアウト様式B-002（地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報）」における定義によるものとする。）について確認可能な課税証明書等の証明書を提出するよう求めていることから、高校生等やその保護者から当該証明書の発行の求めがある場合には、協力していただきたいこと。

イ) 課税標準額【特定個人情報項目コードTK00000200000810】

ロ) 調整控除の額【同TK00000200001020（市町村民税_調整控除額）】

(iii) 各市区町村における所定の課税証明書等の様式により上記(イ)、(ロ)の項目について確認できない場合には、別紙2の「高等学校等就学支援金に係る課税証明書（補足）」またはこれに代わる書面を、所定の課税証明書等とあわせて交付していただきたいこと。

なお、本依頼については、総務省自治税務局市町村税課に協議済みであることを申し添えます。